

## 高槻市結核対策費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高槻市補助金交付規則（高槻市規則第290号）に定めるもののほか、高槻市結核対策費補助金（以下単に「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）に基づく結核の定期の健康診断を実施する学校及び施設（国、都道府県及び市町村の設置する学校又は施設を除く。）の設置者に対し、予算の範囲内において結核の定期健康診断に係る費用の一部を補助することにより、結核の早期発見、早期診断を促進し二次感染防止を図ることを目的とする。

### (補助対象者、補助事業及び補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、学校及び施設（国、都道府県及び市町村の設置する学校又は施設を除く。）の設置者とする。

2 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、法第53条の2第1項の規定により学校及び施設の長が行う結核の定期の健康診断事業とする。

3 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に必要な経費のうち報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費及び医薬材料費）、委託料、使用料及び賃借料とする。精密検査費は含まない。

### (補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、次に掲げる額を比較して、最も少ない額に3分の2を乗じて得た額とする。

(1) 補助金交付基準により算定した額

補助金交付基準は、市長の定める基準単価によるものとする。

(2) 前条に規定する補助対象経費の実支出額

(3) 総事業費から寄附金その他収入額を控除した額

### (交付申請兼実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高槻市結核対策費補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）を補助金の交付の決定に係る市の会計年度の10月末日までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請兼実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業の収支決算書又はこれに相当する書類

(2) 補助事業の成果を記載した書類（補助事業の効果を検証できるもの）

(3) 補助対象経費の支出を確認できる領収書の写し等

#### (4) その他市長が必要と認める書類

##### (交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請兼報告があったときは、当該申請兼報告に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、次に掲げる事項について調査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

(1) 法令、条例及び規則（以下「法令等」という。）に違反していないこと。

(2) 予算の範囲内であること。

(3) 補助事業の目的及び内容が適正であること。

(4) 補助対象経費及び補助金の額の算定に誤りがないこと。

(5) その他市長が必要と認める事項。

2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請兼報告に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 市長は、第1項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、速やかに補助金を交付しない旨の決定をすることができる。

##### (補助金交付の条件)

第7条 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対し報告を求め、又は市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること。法令等及びこの要綱を遵守すること。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要がある場合には、前項に定める条件のほか必要な条件を付すことができる。

##### (決定の通知)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、高槻市結核対策費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、高槻市結核対策費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

##### (申請の取下げ)

第9条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日以内、かつ、補助金の交付の決定に係る市の会計年度の末日までに、申請兼報告の取下げをすることができる。

2 前項の申請兼報告の取下げは、高槻市結核対策費補助金交付申請兼実績報告取下願（様式第4号）を市長に提出することにより行わなければならない。

3 第1項の規定による申請兼報告の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の適正な遂行)

第10条 補助事業者は、法令等の定め及び補助金の交付の決定の内容並びにこれに付した条件その他法令等に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。いやしくも補助金のその他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第11条 市長は、補助金の適正な執行を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

2 補助事業者は、市長の請求に基づき、補助事業の遂行の状況について報告しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、第6条の規定により補助金の交付を決定した後に補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、高槻市結核対策費補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の交付請求書を受けた日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(決定の取消)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請または報告その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 第7条の規定に基づく条件に違反したとき。

(4) 補助事業者の責めに帰すべき事情により、当該補助事業の適正な履行が行われないと認めるとき。

2 市長は、第1項の規定による取消をしたときは、高槻市結核対策費補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助事業の当該取消にかかる部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、市長が定める期日までに、当該補助金の額を返還しなければならない。

(加算金及び延滞金)

第15条 補助事業者は、前条の規定による取消により、補助金の返還を求められたときは、そ

の請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を求められた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を求められた補助金の額に充てられたものとする。
- 3 補助事業者は、第1項に定める場合を除き、補助金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 4 市長は、補助事業者が第1項又は前項の規定により補助金に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（他の補助金の一時停止等）

第16条 市長は、補助事業者が補助金の返還を求められ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該交付すべき補助金の額と未納付額を相殺することができる。

（理由の提示）

第17条 市長は、補助金の交付の決定の取消、補助事業の是正のための措置の指示をするときは、当該補助事業者に対してその理由を示すものとする。

（関係書類の整備）

第18条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第8条の規定による補助金決定通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、その施行の日から5年以内に補助対象経費（補助率）について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

要綱第5条における高槻市結核対策費補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）の提出期限を、令和2年度に限り、令和3年2月末日までとする。

附 則

要綱第5条における高槻市結核対策費補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）の提出期限を、令和3年度に限り、令和4年2月末日までとする。

附 則

要綱第5条における高槻市結核対策費補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）の提出期限を、令和4年度に限り、令和4年12月28日までとする。